

市有施設への太陽光発電設備等設置及び電気供給事業公募型プロポーザル質問回答書

No	ページ・項目	質問内容	回 答
1	実施要領 P 1 3 参加資格要件 (2) 事業者の参加資格	実施要領 3. (2). カにて、過去 5 年間に同種の事業を履行した実績があることとの記載がありますが、現時点で契約済み、令和 5 年 4 月より売電開始の事業については、履行実績に含まれると考えてよいでしょうか？	契約書等により契約が確認できるものであれば、現在履行中のものでも構いません。
2	その他 企画提案書の契約単価について	企画提案書に契約単価を提案することになっておりますが、受託候補者選定後、現地調査等により前提条件が変わった場合には、再提案することは可能でしょうか？	契約単価は、本プロポーザルにおける提案単価を基準として契約を考えています。但し、受託候補者選定後の現地調査や構造調査等において、大幅な変更が必要な場合又は有効な計画が確認された場合は、契約単価の見直し協議により決定します。
3	実施要領 P 1 2 事業概要 (3) 事業期間	2. (3)の「なお、国補助を活用した事業」とありますが、田辺市様が申請を計画されている国補助事業があればご教示願います。	環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）の活用を想定しています。
4	実施要領 P 1 3 参加資格要件 (2) 事業者の参加資格	実施要領の 3 参加資格要件(2)のキ(ア)及びクについて、協力会社側も含めて本内容を満たすことで参加させて頂く事はできないでしょうか？	事業実施体制の中に資格を有する者を含んでいけば可能です。共同企業体の場合であっても構成員の体制の中に資格を有する者を含んでいけば可能です。その場合、実施要領 7(5)イ(7)の事業実施体制を示す上で資格証等の写しを添付し明らかにしてください。
5	実施要領 P 1 3 参加資格要件 (2) 事業者の参加資格	3. (2)キにより本事業を実施するにあたり、以下の資格を有するものを含めること(ア)一級建築士、(イ)電気主任技術者（第三種以上）とありますが、これら有資格者を有する法人を構成員とせず有資格者を外部委託することは可能でしょうか。	No 4 のとおりです。
6	実施要領 P 2 4 実施スケジュール	参加資格確認結果の通知後、企画提案書の提出前に各施設の現場調査を実施させて頂く事は可能でしょうか。	No 2 のとおり、受託候補者選定後の現地調査や構造調査等において、大幅な変更が必要な場合又は有効な計画が確認された場合は、契約単価の見直し協議に応じますので、企画提案書提出前の現場調査は不可とします。

7	実施要領 P 3 6 参加表明書類の提出等 (3) 提出書類	共同企業体で参加する場合、代表会社でない構成員もア以外の書類を提出する必要がありますでしょうか。 それとも、代表会社が保有していない参加要件に必要な資格・要件等を構成員のみが保有している場合に、その部分のみ提出するということが宜しいでしょうか。	提出書類は事業者の参加資格を確認する書類となることから、構成員も同様に提出願います。但し、資格証の写しについては、有資格者が協力会社や外部委託である場合は、実施要領7(5)イ(7)の事業実施体制を示す上で資格証等の写しを添付し明らかにしてください。
8	実施要領 P 3 6 参加表明書類の提出等 (3) 提出書類 キ	6.(3)キ(様式4)に記載の実務実績が確認できる契約書または協定書等の写し(要件を満たしている部分のみの写しで良い)とありますが、守秘義務上で第三者である貴市への掲示が困難となります。その場合、ニュースリリースなどの公開情報の提出でご了承いただくことは可能でしょうか。	守秘義務上提出が困難である場合のみ、提出いただいたニュースリリース等の内容を確認の上、判断します。
9	実施要領 P 3 6 参加表明書類の提出等 (3) 提出書類 ク	6.(3)ク(様式5)委任状の提出により、同時提出予定の他の参加表明書類の代表者は受任者として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	実施要領 P 3 7 企画提案書の作成要領	業務仕様書に記載の構造調査については、プロポーザル採択後の実施であり、企画提案書の提出までに実施する必要は無いとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	実施要領 P 3 6 参加表明書類の提出等 (3) 提出書類 カ(コの下のカ)	6.(3)2つ目のカ(コの下のカ)に記載されている「物品入札者登録申請書及び関係書類一式」は、原本を「令和5・6年度物品入札参加者等登録申請」として契約課へ提出し、本プロポーザルへの提出書類としては写しの提出で宜しいでしょうか。	写しの提出で可とします。

12	実施要領 P 3 7 企画提案書の作成要領	7. (5)ア(イ)太陽光発電設備及び蓄電池設備容量 ○原則、全ての施設に設置することとありますが、業務仕様書6. (1)ア構造調査により設備設置が難しいと判断される、業務仕様書5. (3)事業費用において、提案資格者に交付される契約単価上限額を満足することができない、その他理由により事業者側にて提案が困難と判断した対象施設については、第1次審査の基準に記載の通り、太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置しない提案とすることができるとの認識であっておりますでしょうか。	実施要領7(5)ア(イ)のとおり、原則、全ての施設に設置することとしていますが、事業者側において、事業実施が困難と判断された場合は、事業対象から除外することは可能です。 受託候補者選定後の現地調査や構造調査等において、大幅な変更が必要な場合又は有効な計画が確認された場合は、設置施設の見直し協議により決定します。
13	業務仕様書 P 1 5 事業概要 (1) 事業内容	5. (1)ア貴市の提示する図面や耐荷重値について、各施設の構造計算書及び建築確認書・確認済証等の書類も提示資料に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。但し、取扱いには十分注意願います。
14	業務仕様書 P 1 5 事業概要 (1) 事業内容	5. (1)サ事業者はその他、国の補助事業の活用について記載がありますが、公共施設向けの補助事業など貴市との連名での申請をご依頼することは可能でしょうか。	可能です。
15	業務仕様書 P 2 5 事業概要 (3) 事業費用	契約単価は原則、契約期間中一定額とするとの記載がありますが、契約期間中に施設での使用電力量が当初から大幅に減少した場合等については、契約単価の見直しの協議をお願いすることは可能でしょうか。また施設での年間最低使用電力量の設定をお願いすることは可能でしょうか。	仕様書3「別紙1 対象候補施設」の下部に記載のとおり、照明のLED化を行うことが想定されます。こうした温室効果ガス排出抑制に向けた取組みによって、使用電力量が当初から大幅に減少した場合は、契約単価の見直し協議に応じます。 なお、施設での年間最低使用電力量の設定は行いません。
16	業務仕様書 P 2 6 事業条件 (1) 対象施設に関する調査・検討及び行政財産使用許可の申請 ア 構造調査	構造調査に必要な資料（図面、計算書等）が提供される時期はいつ頃になりますでしょうか。	建築・電気・機械図面一式、構造計算書、建築確認申請図書は、実施要領7(5)アのとおり、参加資格があると市が認めた者に対し交付いたします。但し、取扱いには十分注意願います。

17	<p>業務仕様書 P 2</p> <p>6 事業条件</p> <p>(1) 対象施設に関する調査・検討及び行政財産使用許可の申請</p> <p>ア 構造調査</p>	<p>既に構造調査に必要な資料が無いと、貴市にて認識されている施設はありませんでしょうか。</p>	<p>現時点で構造計算書が不足していると認識している施設は、芳養公民館と龍神行政局です。</p> <p>なお、不足している施設の積載耐荷重については60kg/m²と仮定してご提案いただき、受託候補者選定後の現地調査や構造調査等において、大幅な変更が必要な場合は、見直し協議により決定します。</p>
18	<p>業務仕様書 P 2</p> <p>6 事業条件</p> <p>(1) 対象施設に関する調査・検討及び行政財産使用許可の申請</p> <p>ア 構造調査</p>	<p>それぞれの施設毎に、構造調査用にどのような資料があるのか開示頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>No16のとおりです。</p>
19	<p>業務仕様書 P 2</p> <p>6 事業条件</p> <p>(1) 対象施設に関する調査・検討及び行政財産使用許可の申請</p>	<p>6. (1)エ各種関係手続において、本宮行政局については田辺市歴史文化的景観保全条例に係る許可が必要であるため留意すること。とありますがその内容をご教示ください。</p>	<p>田辺市歴史文化的景観保全条例施行規則第3条による許可を得る必要があります。許可基準については同規則第7条を参考にしてください。また、規則第11条における市長の定める条件として以下の基準があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物等の設置が、必要最小限と認められるもの ○外観の色彩等の基準（以下）※マンセル値が必要 <ul style="list-style-type: none"> 色相：0.1R～2.5Y 彩度6以下 色相：上記以外 彩度4以下（無彩色を含む） ○光源等が周辺の景観と著しく不調和でないもの <p>さらに、世界遺産への影響を評価するための客観的資料（完成予想図や写真、熊野参詣道上からの見え方が分かるもの等）の提出も必要です。</p>

20	<p>業務仕様書 P 2</p> <p>6 事業条件</p> <p>(1) 対象施設に関する調査・検討及び行政財産使用許可の申請</p> <p>【別紙2 予想されるリスクと責任分担】維持管理関連一計画変更</p>	<p>対象施設に関する調査・検討及び行政財産使用許可の報告及び貴市判断により、企画提案時の施設数より大幅に施設数が減少した場合、企画提案時に提示する契約単価を変更することは可能でしょうか。もしくは調査・検討に要した費用を別途ご負担頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>契約単価は、本プロポーザルにおける提案単価を基準として契約を考えています。但し、受託候補者選定後の現地調査や構造調査等において、大幅な変更が必要な場合又は有効な計画が確認された場合は、契約単価の見直し協議により決定します。</p> <p>なお、調査・検討に要した費用は市は負担いたしません。</p>
21	<p>業務仕様書 P 2</p> <p>6 事業条件</p> <p>(2) 行政財産使用許可の基本的条件</p>	<p>6. (2)コ設備の一時撤去・再取付けに伴う事業者の費用負担が発生した場合の費用について、各施設1回は事業者の負担とし、2回目以降は市の負担とありますが、事業期間が最長20年であること太陽光発電設備の設置場所が施設屋上又は屋根に限定されていることから設備の一時撤去・再取付け費用負担の事業計画への影響が懸念されますので、対象施設の屋上及び屋根の改修計画をご提示願います。</p>	<p>現時点で対象施設の屋上及び屋根の改修の計画はありません。</p>
22	<p>業務仕様書 P 2</p> <p>6 事業条件</p> <p>(3) 行政財産使用許可のその他の条件</p>	<p>6. (3)ウ(+)電気主任技術者の配置について、現在施設にて選任されている電気主任技術者（外部委託含む）と同一とする事と保安監督部より指示があった場合は、事業者側で電気主任技術者の配置は不要との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書6(3)(+)のとおり、事業者は、法令に基づき、必要な資格者（電気主任技術者）等を選任・配置の上、市の施設管理者と責任分界点及び保守点検の内容等を協議し、適切な維持管理に努めてください。但し、保安監督部より指示があった場合には、協議することとします。</p>
23	<p>【別紙1】対象候補施設</p>	<p>最も築年数が古いもので50年（建築年：昭和47年）のものが見受けられますが、この事業の間、解体撤去の計画はないという解釈で宜しいでしょうか。</p>	<p>現時点で解体撤去の計画はありません。</p>